

令和3年あきる野市農業委員会 6月総会議事録

令和3年6月28日（月）午後1時30分、令和3年あきる野市農業委員会6月総会は、秋川ファーマーズセンター、研修室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、大福哲也、唐澤啓治、笹本善之、栗原剛、嶋崎三雄、田中克博、山崎勇

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎、野崎忠、田中英雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 金子公晃 ・ 事務局 金澤知行・森川朋紀

議事日程

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 第3号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

開会 午後1時26分

(事務局長) それでは、定刻に少し早いのですが、皆さんお揃いになりましたので、総会を始めさせていただきます。6月16日に嶋崎委員の田んぼで行われました令和3年度宮中新嘗祭御田植祭に、会長とともに出席させていただきました。私も初めて出席させていただきましたが、当日は豪雨が大変心配されておりましたが、式典会場ではほとんど雨も降らず、式典が厳かに行われてとても感動いたしました。稲刈りまでは大変だと思いますが、順調に育っていくことを願っております。本日も人数を制限させていただきまして、総会が無事に進行できればと思いますので、ご協力をお願いいたします。それではただ今から、令和3年あきる野市農業委員会6月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をよろしく願いいたします。

(会長) はい。皆さま、こんにちは。お忙しい中総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。心配されていましたが台風もかなり太平洋側へそれまして、田んぼには雨が降った方が良かったのかも知れませんが、ほとんど雨も降らずに、風も全くなく、今回の台風に関してはトウモロコシ等の被害もなかったようですので、良かったと思いますが、今、局長からもお話がありました。16日に農業委員であります嶋崎さんの田んぼで宮中新嘗祭御田植祭が厳かに行われまして、ご自宅から皆さんで行列を組んで、先頭は3人の方が雅楽の演奏をしながらゆっくり練り歩くと言うか、田んぼまで行きまして、そこでいろいろな儀式を行ったのですが、確かにすごい厳かな儀式で、ところどころ雅楽の演奏が入りまして、私も初めて見ましたので、また見れるか分かりませんが、一生のお土産と言いますか、そのような心持ちで見させていただきました。ぜひ宮中に立派なお米を奉納されることを祈っております。誠にありがとうございました。天候が不安定ですので、畑の管理はもちろん、体調の方も皆さん気を付けていただきたいと思います。本日も議事進行にご協力をいただきまして、スムーズに総会が終了しますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。それでは諸報告、6月16日に下代継地区の嶋崎委員の田んぼにて開催された、宮中新嘗祭御田植祭に事務局長と私で出席しました。また、今回の総会につきましても、新型コロナウイルス感染拡大に伴う、まん延防止等重点措置を受け、推進委員は半数の出席とし、農業委員も担当案件のある委員で開催することとしております。本日の署名委員は嶋崎委員と栗原委員になります。よろしくお願いいたします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

(議長) 本日の出席委員は農業委員9名、推進委員3名の合計12名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは、議事に入ります。第1号議案、収受23についてですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和3年6月28日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受23 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、収受23について、担当の栗原委員、説明願います。

(栗原委員) はい。地図は6ページをご覧ください。6月23日に事務局2名と〇〇委員のご案内で現地を確認してまいりました。

(現地案内図 説明)

この△△△△番地は畑というよりは山のようなのですが、元々、譲渡人の□□さんがこちらで竹を栽培されていたのですが、その竹がもう必要なくなったということで、〇〇委員のご自宅がすぐ近くで、なおかつ隣接地を〇〇委員がお持ちになっているということで、以前から〇〇委員に買ってもらえないかというお話は、ずっとあったそうです。それで、こちらにも実際に管理は〇〇委員がされていたそうで、現地の方には〇〇委員が植えられた柿とか栗が結構大きく育っておりまして、収穫ももうできているというお話でした。下草も管理されておりました。この現地から川の方に向けてはすごい崖になっていまして、その崖部分にまだ竹が生えていて、元々は竹林だったのかなという名残が残っているのですが、畑の方には竹はもうほとんどなくて、柿と栗という形で整備されておりました。何ら問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願います。

(議長) ただいま、事務局と栗原委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、収受23について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。それでは、〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、収受29について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第1号議案・収受29 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、収受29について、担当の田中英雄委員、説明願います。

(田中英雄委員) はい。収受29についてご報告いたします。去る6月23日に事務局と栗原委員と私と4名で現地に調査に伺いました。地図は6ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

川のすぐそばの北向きの畑で、私の家からもこの畑は見えるのですが、ほとんど何も作らないような畑で、一応現状では草は毎年刈っていたようです。ちょっとした物が植わっているぐら

いなのですが、そんな状態であります。車も入れない所で、川に向かって坂なものですから、結構耕作するのは大変かなと思うのですが、そんな状態であります。以上です。

(事務局次長) 補足で譲受人について少しご説明させていただきます。譲受人の〇〇さんにつきましては、定年前から少し農業をやっている状態で、退職後は●●市の農業委員も務めておられる方です。今回のこちらの土地は●●の□□さんから以前よりお願いをされて、管理は〇〇さんがしておりました。農業委員にもなられたということで、この土地を買ってもらえないかとお話があったそうで、今までの経過もふまえて、今回購入をするということになりました。面積的にも3,000㎡を超えるので、五日市地区の3反の面積要件も満たしておりますので、特段問題はないかと思います。以上でございます。

(議長) ただいま、事務局と田中英雄委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、收受29について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和3年6月28日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の田中克博委員、説明願います。

(田中克博委員) はい。6月23日水曜日、事務局2名と笹本委員、私の4名で現地調査に行ってみました。地図は7ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらは住宅街の中にある畑になっております。約3年前に猶予の適用を受けて初めての証明となるのですが、畑の方は以前、お父さんの〇〇△△さんが養鶏と植木農家ということで、植木の栽培で使われていた畑になっていまして、当時猶予を受ける時にも大きくなってしまった植木とか、かなりの本数が残っていたので、この後管理しやすいようにそれを抜根して、平らにして、トラクターをかけられるような形にして野菜の栽培をするということで、3年前、猶予の適用を受けました。それで今回、6月23日に現地調査をいたしまして、畑は約半分ぐらい使われておりました。西の方にトウモロコシが2列、真ん中辺にカボチャ、収穫が終わったようですがジャガイモが東の方に作付けされておりました。この畑の南側を中心に作付けされていて、北の方は草がちょっと伸びていましたので、〇〇さんのご近所に小川委員がいらっしゃるので、小川委員を通して下草を刈ってトラクターをかけていただくようお願いしたところ、その後6月26日土曜日、再度現地を私の方で見に行ってみました。下草は刈られてトラクターもかけてありました。こちらの畑へは私もたまに見に行くのですが、販売先

等ある訳ではないので全面を使っているということではないのですが、1画を使って何かしらの栽培はされていますので、畑として管理されているようです。ご審議の程よろしく願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と田中克博委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(嶋崎委員) これは以前写真で何回か説明があった場所ですね。木がいっぱい生えてて・・・今はきれいになったのですか？

(田中克博委員) まだ木が2本ですかね、残っているのですが、それ以外の場所は平らで、あとは草の管理に気を付けて、本当に住宅街の中にありますので、特に西側は家がかなり接近しておりますので、周りに迷惑をかけないように、まめにトラクターをかける等していただきたいと思います。

(議長) 北側は3年間何もやっていなさそうですか？

(田中克博委員) 今、少しずつやっているところではあります。

(議長) 大変でしょうけど、よく目を配っていただいて、よろしく願いいたします。他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第2号議案・番号2 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。6月23日に事務局2名と唐澤委員と見てまいりました。地図は8ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇さんの自宅の西側にブルーベリーが、普通ブルーベリーはじかに植えるのですが、〇〇〇さんは鉢植えに植えてありまして、もう結構大きくなっているのですが、ブルーベリーは鳥に食べられるので、今、ネットを業者に頼んであるそうです。この隣にハウスが2棟ありまして、そちらの方で管理しています。水とか肥料は自動的にやれるようになっていまして、いつでも、ネットが張られれば〇〇〇〇-〇に移動ができる準備はしております。△△△△-△、□□□□-□につきましては一団で栗の成木があり、下草もきれいに刈られ、しっかりと管理されているように見受けられました。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と松村委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第2号議案・番号3 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の唐澤委員、説明願います。

(唐澤委員) はい。番号3の報告をさせていただきます。地図は8ページをご覧ください。現地調査については、6月23日に事務局2名と推進委員の松村さんと4名で見に行きました。

(現地案内図 説明)

〇〇〇〇-〇の道を挟んで北側が申請人の〇〇〇〇さんの自宅で、現地は梅、柿、柚子、キウイフルーツ、その他夏野菜が植えられ、道の際で無人の野菜売り場があり、キュウリなどが売られていました。特に問題はないと思いますが、ご審議の程よろしく申し上げます。

(議長) はい。ただいま、事務局と唐澤委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号4について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第2号議案・番号4 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、番号4について、担当の笹本委員、説明願います。

(笹本委員) はい。こちらは23日に事務局2名と田中克博委員と現地の調査に行っていました。まず〇〇〇番、こちらは地図の9ページになります。

(現地案内図 説明)

こちらに関しては特に作付けはされていないのですが、隅から隅まできれいに耕耘されていて特に問題はないと感じました。続きまして、△△△△-△は10ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

ここは塀の上になっていまして、外から一切見えない所なのですが、端から端まで全てきれいに耕耘されておりまして、作付けは全体の2割から3割程度のところにネギとサツマイモが植わっている状態で、草は一切生えていないので、こちらもしっかり使われていると思いました。以上です。よろしく申し上げます。

(議長) はい。ただいま、事務局と笹本委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号5についてですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは番号5について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。

(第2号議案・番号5 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、番号5について、担当の野崎委員、説明をお願いします。

(野崎委員) はい。番号5について、現地調査の結果を報告させていただきます。6月23日、堀江職務代理と事務局2名で現地を確認いたしました。地図は11ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

こちらは線路に接していきまして、〇〇〇-〇他6筆が栗林として一帯的に利用されております。栗の木はちょうど成木になって非常に良い状態で管理をされております。また、下草等も刈り取られて大変良好な管理がされておりました。次に△△△△-△ですが、こちらは12ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

モロヘイヤ、ナス、エダマメ等が半分ぐらい栽培されておきまして、残り半分は春野菜の収穫が終わり、耕耘されて、いつでも作付けができる状態になっておりました。次に□□□□-□、◇◇◇◇-◇は一帯的に利用されておきまして、南の方からサトイモ、ナス、ピーマン、トウモロコシ等夏野菜が全体的に作られておりました。以上3ヶ所とも十分な管理が行われております。審議の方、よろしく願います。

(議長) はい。ただいま、事務局と野崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ありませんでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。それでは、〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(議長) それでは続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。第3号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和3年6月28日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の山崎委員、説明願います。

(山崎委員) はい。番号1について説明をいたします。まず初めに故障の原因等について説明をいたします。申請者は現在老人福祉施設に入所しております。面談を受けることが困難なことから、5月19日に都市計画の担当職員と事務局職員と私の3人で、申請者の長男の妻から聞き取りを行いました。申請者の状況をその時に確認しております。申請者は2年半程前、平成31年4月に老人福祉施設●●●●●●に入所しております、日常生活のほとんどに介助が必要ということでもあります。移動の方は車椅子を使用しているということでもございました。当該生産緑地の農作業につきましては、申請者は5年程前から行っておらず、それ以前は梅の栽培等行っていたということでもございます。現在は家族が草刈りをしており、今後の農作業については、家族は他に仕事があるということで、できる人はいないということでもございました。6月23日に栗原委員と、そして市の担当者2名と私の4人で現地調査を行っております。場所は地図の13ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

面談でお聞きしたように現地は草刈りはある程度してありますけれども、梅の方は剪定もされておらず伸び放題、こういうような状況でもございました。以上のことから、申請者は農業の主たる従事者であったと考えられます。また、今後家族は農作業を引き継ぐということはないと考えます。以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

(議長) では事務局、補足説明をお願いします。

(事務局) はい。先ほどご説明がありましたとおり、生産緑地の解除について、1年以上施設に入所しているということも故障の条件になってきますので、その利用証明書を読み上げます。

(利用証明書 朗読)

このような利用証明書をいただいております。以上となります。

(議長) はい。ただいま、事務局と山崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号1について、〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、第4号議案、番号1についてですが、こちらは〇〇委員のご親族の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書5ページ目をご覧ください。第4号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。令和3年6月28日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上です。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の堀江職務代理、説明願います。

(堀江職務代理) はい。6月23日に野崎委員と事務局、合計4名で現地調査に行っておりまして。地図は14ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇番はきれいに耕耘しており、いつでも作付けできる状態になっていました。また、△△△番はすでにマルチが敷いてあり、サツマイモの作付けが済ませてありました。事務局の説明では、お二人で話し合っていて了解しているとのこと、もう使用し始めているということです。息子さんもしっかりやられているので、何ら問題ないと思います。ご審議の程よろしく願います。

(議長) はい。ただいま、事務局と堀江職務代理より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号1の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。それでは、〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第4号議案・番号2 朗読)

以上です。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。同じく6月23日に事務局2名と唐澤委員の計4名で、現地を見てまいりました。地図は15ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

ここには、西側の半分はネギ、あとの半分は春野菜が栽培されていて、今は耕耘されております。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と松村委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(笹本委員) すみません。ちょっと表記のことで直接関係ないかも知れないのですが、今回更新ということになっていますよね？借入地の面積というのは今回の更新分も入っているのですか？

(事務局次長) こちらは入っています。

(笹本委員) 新規は入ってない？

(事務局次長) 入ってないです。

(笹本委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号2の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第4号議案・番号3 朗読)

以上です。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の唐澤委員、説明願います。

(唐澤委員) はい。番号3の報告をさせていただきます。現地調査については、6月23日に事務局2人と推進委員の松村さんと4名で確認いたしました。場所は16ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

新規の賃借で、現地は腰高ぐらいの草が生えておりまして、草刈りをして耕耘を何度か繰り返さないとなかなか作付けができないような状態でした。整備して使えるようになるのは秋口までかかるのではないのでしょうか。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と唐澤委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号3の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号4について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第4号議案・番号4 朗読)

以上です。

(議長) 続きまして、番号4について、担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。それでは説明いたします。地図は17ページをお願いします。

(現地案内図 説明)

この〇〇〇番は今、萱と草とがひどく伸びていまして、整備するのに相当時間がかかると思います。ちょうど右側がもうすでに借りている所で、今、サツマを植える準備をしまして、ちょうど本人がいましたので聞きましたら、全部自分でやると言っていました。萱も大きくなってしまっていて若干木も生えていますので、相当時間がかかると思います。でも、この辺かなり草畑が多い中で、少しずつこうしてきれいに畑にしてもらえれば、時間がかかるとしても私はいいんじゃないかなと思いますので、ぜひ頑張ってやってくださいと言ってきました。それと、彼は相変わらずサツマを中心にやっていきたいとおっしゃっていました。以上でございます。

(議長) はい。ただいま、事務局と嶋崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号4の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして報告事項に移ります。

専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、令和3年あきる野市農業委員会6月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、7月26日、月曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時23分